

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○ 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成三十一年四月二十六日法律第十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成三十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

（調整規定）

2 （略）